

学童保育の保育指針（案） 2009/01/25

埼玉県学童保育連絡協議会
埼玉県学童保育指導員連絡協議会

目次

前文

学童保育（放課後児童クラブ）の保育指針とは何か
学童保育の役割と法的根拠
埼玉県連協・埼玉県指連協で作る「指針」と地域で作る「指針」との関係
施設や指導員についての最低基準の不備な状況での「保育指針」の扱い

1，学童保育の子どもを理解する

子どもとは
小学校期の子ども
学童保育の子ども

2，学童保育の生活づくりの原理

「生活づくり」とは何か？
子どもにとっての放課後の生活とは
一人ひとりの子どもの生活を援助する
集団として安定した生活を組み立てる
子どもの生活の保障を通して親の労働と生活を守る、伝え合いを通して親の子育てを支援する

3 - 1，保育内容、保育活動

子どもの健康・安全を保障し、危険から生命を守る
おやつを準備し、提供する
遊びや文化的な活動などを通して、子どもたちの生活を豊かにする
戸外保育
学童保育以外の子どもたちとの交流
宿題について
高学年の子どもたちの保育～その成長に即した保育の展開を
障害のある子ども・異なった国で育ってきた子どもとも育ち合う
父母に子どもの生活を伝える

児童虐待等への対応

3 - 2，保育を支える活動

指導員同士の連絡・連携～日々の打ち合わせ・職員会議
保育の振り返り、実践記録の作成と実践検討
保育計画づくりとまとめ
学校との連絡や連携
地域との円滑な関係をつくる、行政と日常的に連絡をとる
その他、事務・実務

4，指導員の仕事をより高めるために

研修への参加と実践の伝え合い
指導員の倫理について

おわりに ～保育の発展・見直しと併せて、「保育指針」も不断に見直していきましょう

本文

前文

学童保育（放課後児童クラブ）の「保育指針」とは何か？

a) 「保育指針」とは

学童保育の「保育指針」とは、学童保育（放課後児童クラブ）の生活づくり（保育）を行う上で指導員が踏まえることを明文化したものです。

状況の違いをこえ、すべての指導員が共通によりどころとすべき考え方を整理したものです。

b) 必須事項

「保育指針」に明記すべき柱としては以下のことがあります。

- ・学童保育の役割とは何か？
- ・指導員の仕事とは何か？
- ・学童保育で保障すべき内容
- ・保育を進める上で留意すべきこと
- ・指導員の仕事や実務

c) 保育指針を補完するもの

この「保育指針」とともに、学童保育の制度確立を進めるために必要な規定として以下のものがあります。これらは別途定められる必要があります。

1) 学童保育指導員倫理綱領

「保育指針」に沿った保育を行う上で、指導員（ないし職能団体）として持つていなければならない、職業人としての倫理をまとめたものです。

これについては、埼玉県学童保育指導員連絡協議会（以下「埼玉県指連協」）において、2008年度から検討に着手し、策定を目指す計画があります。

2) 学童保育指導員の養成・力量向上のための研修に関する規定・カリキュラム

「保育指針」に沿った保育を展開するためには、指導員の保育力量を育成・向上させる必要があります。そのための研修に関わる諸規定や研修内容を定めたカリキュラムです。

これについては、埼玉県学童保育連絡協議会（以下「埼玉県連協」）・埼玉県指連協、埼玉県庁、埼玉大学の三者で構成する「放課後児童クラブ指導員研究会」において、2008年度中に「素案」を策定し、2009年度中に完成を目指す計画があります。

3) 学童保育設置・運営基準

「保育指針」に沿った保育を行う上での、学童保育の施設・設備、指導員の配置基準等の諸環境について定めたものです。

施設設備といったいわゆるハード関係だけでなく、組織運営といったソフト関係の規程の双方を含むものです。

埼玉県は、2004年3月に、県連協も含めた関係者の声を集めて「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。厚生労働省も2007年10月、「放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。また埼玉県内の自治体の中にも、独自の設置基準・ガイドラインを定めているところがあります。

4) 学童保育指導員の「モデル就業規則」

「保育指針」に沿った保育が行われる条件として、指導員の勤務条件・雇用条件の整備は欠かせませんが、そのことを定めた「モデル就業規則」です。

これについては、埼玉県連協と埼玉県指連協との共同で、2008年度中に作成する計画があります。

学童保育の役割と法的根拠

学童保育には、共働き・一人親家庭等の小学生の放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るという役割があります。

a) 全国的な法規や基準

「児童福祉法」は、第1条、第2条で児童育成の理念と、国と地方自治体の児童の育成の責任を明記しています。また、「日本国憲法」は、第25条で国民は人間らしく生存する権利を有することを保障し、第27条では国民の労働の権利の保障について国の責務を明確にしています。

必要とする子どもたちに学童保育を保障することは、こうした憲法や児童福祉法の理念の具体化です。

国際的な取り決めである「子どもの権利条約」は、第3条で「子どもの最善の利益」をうたい、第18条1項・2項・3項では「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」を明確にしています。

また、ILO（国際労働機関）の「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号条約）は、家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務を明確にしています。

これらの諸規定は、働く親たちが安心して子どもを生み育てることは国民の権利であること、またそれを実現するための条件整備は国・自治体の責務であることを明確にしています。

b) 埼玉県における基準...「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」

2004年3月、埼玉県は「県放課後児童クラブ運営基準（以下「運営基準」）」を策定

しました。これは、「現行の法制度では事業の運営や施設等について基準が明確にされて」いない状況に対して、「県では、県内における放課後児童健全育成事業の更なる質的な向上を図」るために策定したものです。さらに「県としては、できるだけ早く、県内のすべての放課後児童クラブがこの基準を満たしているかどうかを確認」とし、この規定が実効性あるものになることを求めています。

埼玉県の「運営基準」は、学童保育（放課後児童クラブ）の「事業目的」（1条）、「指導員の職務」（37条）を明記しています。また、保育内容に関わって「事業の管理・運営に関するもの」（47条～50条）の項で「登室時の対応」「児童の健康管理について」等を規定しています。

「運営基準」に記載されているこれらの内容については、埼玉県における最低基準としてきちんとクリアされる必要があります。その一方、「運営基準」の内容そのものについても、その充実をはかっていく必要があります。

埼玉県連協・埼玉県指連協が作る「指針」と市町村で作る「指針」との関係

県レベルで作成する「保育指針」は、県内の指導員として生活づくり（保育）を進めていく上での基礎的内容を示すものです。言わば、県内どの地域・学童保育においても、ここで示す内容・レベルはクリアすべき最低基準といえます。

一方、県下には、すでに地域の指導員会等が作成した「保育指針」があります。これらは、それぞれの地域における実態を踏まえた上で作成されたものです。この県レベルの「保育指針」はそれらを規制するものではありません。逆に、地域の実践から、県の「保育指針」に不足している点を修正・補強していくという関係のものであります。

施設や指導員についての最低基準が不備な状況での「保育指針」の扱い

学童保育には、残念ながら現時点では、国の段階でも保育所等の児童福祉施設のような「最低基準」の類がなく（2007年10月「放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。しかし、この「ガイドライン」は、自治体や事業者が遵守するものであるという性格は持っておらず、その内容も不十分です）、公費学童保育に関わる補助金も任意補助金の水準に止まっています。そのため、自治体ごとに施策や補助金も格差があり、施設・設備や指導員の雇用や労働条件などにも大きな差があります。そうした外的諸条件の格差が、保育条件の格差につながることがあります。

指導員の働き方で言えば、「経験が加味された労働条件となっていない」「午前中の

勤務時間が保障されない」「保護者会に指導員が出席することは仕事として認められていない」などの実態があります。

また、「保育指針」が存在しない中で、保育内容についても格差があります。そのため、「保育中は、学童保育から外出することはできない。その場合、帰宅したものとみなす」「調理するおやつは認められていない」等の実態もあります。

上記のような「不備」な環境の中で、一定の保育の質を確保していくことは困難を伴います。「運営基準」等を活用しつつ、保育環境の制度的な改善を進める必要があります。その一方、この「保育指針」などを活用しながら、保育内容についても子どもの視点から向上に努めていく必要があります。

1. 学童保育の子どもを理解する

学童保育で保育の対象となっているのは学齢期の「子ども」です。子どもとはどんな存在であるのか、また学童保育の子どもたちはどんな特質があるのか考えてみましょう。

子どもとは

子どもとは、日々、心身共に成長していく発達途上の存在です。新しい能力や力を身につけ成長していきます。大人の援助を手助けとしながら、子ども同士の関わりの中で育っていきます。

a) 人権が守られなければならない

子どもは、まずひとりの人間として捉えられなければなりません。生命の尊厳、人格の尊重、平和と安全が保障されたなかで人間らしく生きることなど、基本的な人権が守られ（憲法第25条）、「人として尊ばれる」（児童憲章）ことが必要です。

b) 子どもとしての権利が守られなければならない

その一方、子どもには特有の権利があります。「児童福祉法」は「すべて児童は、ひとしくその生活が保障され愛護されなければならない」（第1条）としています。人間としての人権だけでなく、人間らしく「生まれ」「生き」「発達する」権利があるのです。

子どもの権利の最大の特徴は、子どもが成長・発達して大人になる存在であることです。子どもの「生きる権利」には、「成長・発達する権利」「学ぶ権利」が含まれているのです。子どもを「生きて成長・発達する」主体としてとらえる必要があります。

c) 「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならない

以上の人権や権利を保障するためには、すべての子どもに関わる活動・施設・機関・行政等において、常に「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければなりません（「子どもの権利条約」第3条）。

子どもの「最善の利益」とは、子ども一人ひとりの興味・関心、利益を考えることであり、大人が子どもに押しつけるものではありません。絶えず何が「子どもの最善の利益」かを確かめることが必要です。子ども自身の判断や考えを聞き、尊重することが重要です。

小学校期の子ども

a) 発達上の特徴

小学校期の子どもは、9～10歳の発達の節目にあたり、人格形成上でも、重要な時期です。幼児期からの接続と、さらに思春期・青年期へと移行していく時期です。この時期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく存在です。自分と他者との関係を認識し、社会性を身につけながら、人間としての生きる諸能力を高めていきます。

b) 近年の子どもの生活環境をめぐる状況

近年、少子化、核家族化、都市化が進むなど、子どもと家庭をとりまく社会環境は変化しています。また、マスコミ、ITの発達に伴って、子どもを取り巻く生活・文化環境は著しく変化しています。

また、家庭や地域社会における子どもの養育機能の低下も言われています。

1998年に「国連子どもの権利委員会」が日本政府に提出した勧告は、「児童が、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされている」と述べています。日本の子どもたちは、遊びきったり、試行錯誤を繰り返すことが許される“子ども期”の喪失と称されるような状況に置かれていると言えます。

~~以上のような学童期の発達の特徴や今日の子どもをめぐる状況を押さえながら、指導員として意図的な働きかけが求められます。~~

学童保育の子ども

学童保育の子どもは、保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもたちです。

他の子どもたちが家庭に帰る代わりに、学童保育に帰ることになります。ですから、学童保育は子どもたちにとって“心地よい居場所”として実感できる場所ではなくありません。

学童保育の子どもは、異年齢集団で生活を送っています。

異年齢集団の生活は、子ども同士が教え合ったり頼り合ったりするなど子どもの成長につながる側面があります。その一方、年齢の差がそのまま力関係の差として表れることもあります。またそもそも大人数の集団がしんどさや煩わしさをもたらす場合もあります。

学童保育は放課後の生活の場です。放課後は、課業から解放された時間に自由で主体的に活動を行うことができる場です。

こうした子ども全般の特質、および学童保育の子どもの特質をおさえながら保育内容

を組み立てていかなければなりません。

2 , 学童保育の生活づくりの原理

学童保育の生活づくりを進める専門的職業が学童保育指導員（行政用語で「放課後児童指導員」）です。子どもと保護者の実態や願いをもとに、より豊かな生活をつくることが指導員の仕事となります。学童保育における指導員の仕事を確認するにあたって、すべての指導員の共通認識として押さえておきたい事柄を記します。

「生活づくり」とは何か？

学童保育の役割は「共働き・母子・父子家庭の小学生の子どもたちの放課後及び学校休業日の子どもたちの生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守る」ことです。学童保育指導員（以下「指導員」）の役割は、この学童保育の役割がきちんと果たされるよう、日々の保育を行うことです。

本「指針」では、指導員の子どもたちとの関わり（＝保育）を「生活づくり」と呼んでいます。これは、子どもたちに生き生きとした生活をつくることを意味しています。学童保育の子どもたちに保障すべきものは豊かな放課後生活です。それを子どもたちと一緒につくっていくこと、それが学童保育の実践内容です。

それは、保育所における「保育」、学校における「教育」と同種の意味合いを持ちます。

学童保育は、塾や習い事のような、その子が何かができるようになることを目的とする場ではありません。一人ひとりの子どもが、日々、安心できる生活環境をつくるのが大切です。そのためには、一人ひとりの子どもが置かれている環境や考えていることを的確につかみ、的確な援助をすることが必要になります。

そして、子どもを捉え、理解するためには、その親がどのような状況の中で働き、生活しているのか、わが子にどのような願い・悩みを抱いているのかについても、一定程度理解・把握する必要があります。そして、親と一緒に問題を考え合ったり、子育てへの支援をしていくことも必要になります。

子どもにとって放課後の生活とは

保育所の乳幼児の生活は、基本的には「家庭＋保育所」で完結しますが、学童保育児童の生活は、「家庭 学校 学童保育（家庭）」で構成されています。

学童保育における放課後の生活や時間は、学校のカリキュラム、時間割や諸行事の影響を受けます。また、子どもたちは、学校で過ごす生活（楽しかった、しんどかったなど）を引きずって学童保育に帰ってきます。この意味でも、学校生活と無関係では成り立ちません。

学校は、基本的には教科を学び、成長する場です。そこでの生活も、基本的には大人（教師）が主導し、管理する形で進められます。

これに対し、放課後は、課業から解き放された時空間ですから、子ども自らが主人公となって過ごす場となります。基本的には、自分の時間を自分で組み立てることになります。関わる大人（学童保育で言えば指導員）は、一定の管理はするものの、基本的には子どもを支援する立場に立ちます。

学校で過ごす子どもの生活時間は、学校完全週5日制の実施以降、小学校低学年で約1,200時間となっています。これに対して、放課後や学校休業中に学童保育で過ごす生活時間は、約1,600時間となっており、学校生活より長くなっています。

一人ひとりの子どもの生活を援助する

学童保育は、一人ひとりの子どもたちにとって、安心して過ごせる、居心地のよいホッとできる場でなければなりません。

子どもたちの中には、家庭や学校でのいろいろな出来事の中でストレスを抱えて帰ってくる子もいます。学童保育は、そうした子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を出せる場所でなければなりません。指導員は、子どもたち一人ひとりをきちんと受け止め、しっかりと向き合って適切な働きかけをしなければなりません。

子どもたちは、学校から帰ってくると（学校休業日は朝から）、友だちと遊んだり、ゴロンと寝ころんだり、おやつ（お弁当）を食べたり、宿題をやるなど、いろいろな活動をします。指導員は、そうした毎日の安定した生活がどの子にもできるよう援助します。

特に低学年の子どもたちは、着替えや体調管理などについても、まだまだ大人の援助を必要とすることがあります。指導員が子どもの体調変化を見抜き安静にさせたり、必要に応じて着替えを促すなどの対応が必要です。

集団として安定した生活を組み立てる

学童保育においては集団生活が基本になります。その中では子ども同士の関係が大切になります。また、学校における子ども集団が主として同学年で作られるのに対し、学童保育の場合は、1年生から3年生ないし6年生までの異年齢の集団となります。幼児性を残している低学年から、思春期前期にかかる高学年まで生活を共にすることから配慮を要することもあります。

学童保育では、大勢の異年齢の子どもたちが一緒に生活しています。一人ひとりの興味や関心は違います。また、同じ子どもでも、日々心や体の状態は違います。その子どもたちが一緒に生活しているわけですから、けんかやトラブルも起こってきます。

指導員は、その状況を見極めながら、様子を見守ったり、間に入り子ども同士の話をよく聞いたり、言葉にできない子どもの思いを汲み取り話してあげたりします。このようなことの繰り返しの中で、子ども同士が少しずつお互いのことをわかり合えるようになり、気を遣うことなく、ありのままの自分を出せるようになります。

そのような安心できる関係の中で、子どもたちに「やってみようかな?」「失敗しても平気かな?」とやる気や意欲が生まれてきます。

学童保育は、子どもたちが主体で生活しているので、その日の生活の流れを組み立てておいても、遊びが盛り上がっていたり、誰かがおもしろいことを始めれば、そのことで大騒ぎとなり、計画通りに進まないこともあります。だからこそ、計画も幅をもたせ、ゆるやかに立てます。

子どもの生活の保障を通して親の労働と生活を守る、伝え合いを通して親の子育てを支援する

学童保育に子どもを通わせる保護者は、昼間は就労等で子どもの世話をすることができません。ですから、指導員の仕事は、その子どもたちが安心・安全に過ごせる放課後生活を保障することです。保護者が安心して就労できる環境をつくっているのだから、なければなりません。

子どもが毎日安心して学童保育に帰って来るようにするためにも、指導員と保護者が連絡を密にしながら、共に信頼関係を築くことが大切です。そのために様々な方法や手段を講じて、日常的に連絡を取り合えるようにする必要があります。

学童保育にいる間の子どもの様子を伝えることによって、保護者は安心して子どもを託すことができます。また、指導員も家庭での様子を知ることによって、的確な保育を行うことができます。このように、指導員と保護者がともに相談・協力し合うことが継続した生活の場としての学童保育にはとりわけ必要なことです。

学童保育でのつながりを通して子育ての輪を広げる

指導員は、保護者会などでまとまった保育交流の場を設け、ていねいな保育報告を行います。その場では、それぞれの保護者が、自由に自らの思いや意見を出し合い、思いを共有し励まし合いながら、子育ての交流、親同士の関係を深めていきます。

また、キャンプ・子ども祭りなどの行事への参加や協力を通して、保護者が学童保育での保育事業に参加したり、地域社会の事業等に参加する機会を持つこともあります。こうした活動を通して、親同士の関係が深まることにつながっていきます。

指導員は、そうしたつながりが実りあるものとして行えるようにはたらきかけます。

3 - 1 , 保育内容、保育活動

学童保育で具体的に保障すべき生活内容、提供すべき保育内容、保育活動と、保育を支える活動について述べます。

子どもの健康・安全を保障し、危険から生命を守る

子どもが学童保育にいる間は、親はその子の面倒をみることはできません。いわば、その間は、学童保育が家庭の代わりをし、子どもを預かっていることとなります。それゆえ、その間の子どもの健康・安全の確保は、保育における最も基礎的な事柄となります。

a) 出欠の確認

学童保育は、子どもが毎日そこに帰ってくることによって、その役割を果たすことができます。子どもが学校から帰ってきたかどうかを確認し、また、連絡なく帰って来ない子どもを確認把握するためにも、出欠席を確認します把握します。

理由がわからなくて学童保育に帰ってこない来ていない子どもがいる場合には、他の子どもたちに様子を聞いたり、学校や親とも連絡を取り合いますうなどして、その理由を把握して、必要な対応をします。

休みがちになっている子がいれば、指導員はどうして来られないのか、その理由と休んでいる日の過ごし方について把握します。その子が学童保育を嫌がっているのであれば、その理由を聞いて子どもと父母と一緒に解決の方法を考え合い、来ることができるような努力をします。

b) 健康状況の把握

常に子どもの健康観察を怠らず、心身の健康状況の把握に努め、適切な対応をします。

子どもたちの様子で気づいたことは、後の対処につなげられるように記録しておきます。

c) 子どもが危険にさらされることの無いような適切な対応をします。

大きな怪我や病気につながる無理な活動をさせないようにします。

学童保育への行き帰り~~および~~と学童保育の中での生活の安全を確保します。

緊急時の連絡体制を整備するとともに、その応急処置に対応できるようにしておきます。また、必要な救急用品を備えておきます。

施設・設備の安全点検と安全措置を日常的に行っておきます。また、衛生上必要な措置を講じます。

防災のための避難訓練などを実施し、非常災害発生時の対応を講じておきます。また、~~日頃から避難訓練を実施~~や避難場所を周知しておきます。

d) 子ども自身の危機管理能力・対応力の育成

大人である指導員が子どもを危険や事故から守るだけでなく、子どもたち自らが危険から身を守り、健康管理ができるよう働きかけることも必要です。

e) 体調不良や事故が起こった際の対応

子どもたちが体の具合が悪くなったり、怪我をしたりした時は、状況を判断し、それに応じた対応をします(すり傷を消毒したり、熱を計ったり。熱が高かったり具合が悪そうな場合は、休ませます)。

病院に連れて行く必要がある大きな事故等の場合は、必ず保護者(の職場)に連絡し、病院に連れて行きます。

事故後は、必ず、子どものようすや対応について保護者に報告します。通院中や通院後の状況も把握して必要なケアを行います。

おやつを準備し、提供する

子どもにとっておやつは楽しみなことですが、夕飯の遅くなりしがちな学童保育の子どもたちにとっては、栄養補給の上からも大切です。大勢で食べる楽しさもあり、食べ物に対する興味、感心を深めることにもなります。そのためにも季節や天候を考えて準備する必要があります。

~~「おこずかいの日」と称して、子どもがお金を持って自分の好きなおやつを買ってく~~

~~るいに行く日や、指導員が日や、子どもと一緒に買い物に行く日ということがあってもよいでしょう。~~

長期休みや一日保育の日には、昼食作りを行っている所もあります。保護者の負担軽減なども考慮して実施しているところがありますが、それぞれの状況に合わせて行うことが必要です。また買い物や調理などを、子どもたちと一緒にすることもありますが、安全や衛生への配慮が大切です。

遊びや文化的な活動などを通して、子どもたちの生活を豊かにする

遊びは、学童保育の生活の中心です。戸外での活発な活動や室内での活動があります。
言うまでもなく、遊びの主役は子ども自身です。子ども自身の「これをしたい・やりたい」という気持ち・思いをまず大切にしましょう。指導員の側が、子どもをやる気にさせるような仕掛けをつくるようなことはしても、遊びは、指導員が主導するものではありません。に仕掛けたり、遊びを主導することもあります。

指導員は、学童保育での生活ができるだけ楽しく豊かになるよう、子どもたちの興味や関心を探りながら、どの子にとっても魅力ある生活の場になるよう様々な遊びや活動の選択肢を用意しておくことが必要です。

学童保育の環境や条件を勘案しつつ、多岐にわたって展開される必要があります。

生活の節目・彩りとして行事や様々なとりくみを用意します。

季節感のある行事(ひな祭り、キャンプ、餅つき、学童まつり等)や様々な活動(—~~創意工夫のある内容づくりが大切です。~~

~~実際には「遊びを豊かにする活動」「工作・手仕事やつくる活動」「飼育・栽培の活動」「表現と鑑賞の活動」「行事活動」「学習」「お使い・手伝い」等があります。劇や歌を歌う等、~~

~~班活動・版画の取り組み、母の日のプレゼント作り等)等を通して、子どもたちの生活がより豊かになるよう工夫します。~~ ここは、指導員に聞いて書き直す

子どもの誰もが主人公になれるような、また子どもの思い出に残るようなとりくみを工夫します。

遊びたくても遊びの仲間に入っていくことができない子や、できるできないのこだわりが強く、できないことはやりたがらない子もいます。指導員は、その子の気持ちに添いながら、遊びの仲間に入っていられるよう、子ども同士の関係をつくり、遊びの楽しさを実感し、遊びが広がるよう援助します。

また、雨の日などは、部屋の中で大勢の子どもたちがスムーズに遊べるような準備もします。

共に生活する上で必要な活動もあります。部屋の掃除やおやつの後片づけ(皿洗い等)も、生活の一環として位置づけてとりくむ必要があります。

戸外保育

小学生の時期の生活は、施設内~~で~~だけで完結するものではありません。活動範囲や興味・関心も大きく広がります。学童保育の外に出かけての活動も大切です。地域によつて異なりますが、周辺には小川や池、野原や田畑などの自然もたくさんがある地域もあります。日常の中で、そうした自然にふれあうような取り組みを進めます。

公園、児童館、図書館、公民館、プールなどの公共施設も活用します。

戸外保育にあたっては、子どもの安全に配慮する必要があります。

学童保育以外の子どもとの交流

子どもたちには、学校、特にクラスの友だちとの関わり・つきあいがあります。子どもによっては、病院や歯医者等へ通院、塾やおけいごとへ行くこともあります。~~「安全第~~の学童保育ですが、外出できる年齢になったら、家庭の許可を前提にした上で、複数で行かせるなどの配慮をするなどしてとも話し合った上で、外出を保障する認めることも必要です。

学童保育に所属していないクラスの友だちが来て、一緒にあそぶこともあります。その際には、指導員や学童保育の他の子どもたちの理解を得る、その家庭の理解を得るなどの配慮が必要です

宿題について

学校から放課後の時間帯に持ち込まれる問題の1つに「宿題」があります。

「宿題をどこで行うか」は学校と家庭との問題かもしれません。しかし、特に低学年の子どもなどでは、家に帰り夜遅くなってから宿題をすることが、大きな負担となることもあります。

保護者との話し合い・合意が前提ですが、~~学童保育においても、必要とする子どもには宿題ができる環境を整える(時間と場所を提供する等)ことも必要です。~~

高学年の子どもの保育 その成長に即した保育の展開を

学童保育は、働く親を持つという面から、高学年児童にとっても大切な場所となっています。保護者が家庭にいないという状況は、高学年でも同じです。また地域での子どもの安全が問われている今日では、安全な放課後生活の確保のという意味でもその必要性は高まっています。

また高学年児童は、思春期に差し掛かる心身ともに不安定な時期でもあるため、「誰かにゆっくり話を聞いてほしい」、「受け止めてほしい」という思いを、低学年児童よりも強く抱いている場合もあります。

学童保育の高学年の子どもたちは、小さい頃から自分のことを知っている指導員にだからこそ、学校の先生や親に話にくいことでも相談できたり、受け止めてもらえるという安堵感を持つことができます。

~~公立形態の多くで~~対象児童を3年生までと定めている地域も多くありますが、「運営基準」にある通り、「小学校1年生から6年生まで」とされるべきです。

異年齢集団である学童保育では、自然に「お兄さん・お姉さん 弟・妹」の関係ができてきます。下級生が上級生にあこがれたり、上級生が下級生の面倒をみたり、リーダーぶりを発揮する場面もしばしば見られます。そうした関わりの中から子どもたちはたくさんを学ぶことができます。こうした異年齢集団のよさを生かした活動を進める必要があります。

指導員は、学年の上下関係が力関係にならないように気を配りながら、子どもたち同士の関わりをつくる援助をしましょう。

同時に、高学年だけで楽しみたい、試してみたいという思いを汲み取ったとりくみも試みる必要があります。

障害のある子ども・異なった国で育ってきた子どもとも育ちあう

a) 障害のある子どもを含めた生活づくり

障害のある子ども(以下、障害児)が学童保育へ入所することは特別なことではありません。

障害児は、障害があることで日常生活や友だちとの関係づくりに困難がを伴うことがあります。あそびや生活の展開にあたっては、必要に応じて特別な配慮や手助けを行います。

そのためには指導員には、障害と障害児について理解し、必要な知識を身につけることが求められます。

子どもたちの関係においても、障害と障害児を理解してもらうはたらきかけが求められます。また、子どもだけでなく親の中でも理解をしてもらう必要があります。

障害児の状況によっては、指導員の加配や施設のバリアフリー化などの条件整備が必要となります。

b) 異なった国で育ってきた子どもを含めた生活づくり

近年、外国人の子弟子どもや帰国子女など、日本以外の国で育ってきた子どもが学童保育に入所するケースが増えています。日本語能力の問題や、日本とは異なった「子育て環境」の中で育ってきたことから、一定の配慮が必要な場合もあります。

子どもへの配慮と同時に、親への配慮が必要な場合もあります。

父母に子どもの生活を伝える

(おたよりの発行、保護者会・父母会での保育報告、連絡帳)

a) おたよりを発行する

おたよりは、いま伝えたいことを同時にすべての父母に伝えることができます。おたよりの内容は、単に連絡だけでなく、子どもたちの生活の様子、子どもたち同士の関わり、指導員のことばかけやはたらきかけ等も記します。

b) 保護者会・父母会での保育報告

保護者会父母会は、基本的には、父母全員が揃う場です。

指導員は、日々の子どもたちの生活の様子を伝えます。子どもの成長ぶりや仲良く遊ぶ姿などを伝え、父母の元気を与えるよう努めます。その時々に起こっている子どもたちの状況、問題、や気になることなども伝え、一緒に話し合い、考え合ってもらうこともあります。~~直接、父母の意見や考え方を聞くことのできる場でもあります。~~

c) 個別の伝え合い

指導員から父母へ、父母から指導員へ個別に伝えたいこと・伝えなければならないことがあります。

保護者全員に一齐に伝える方法では伝えられない内容や、保護者の意見を求めたいときなどは個別の対応をします。必要に応じて、電話や連絡帳などを使っての連絡や、直接の面談なども行います。

児童虐待等への対応

児童虐待には、心身への直接の暴力の他、適切な養育を行わないネグレクトなど多様なものがあります。

指導員は、子どもの心身の状況や家族の態度などを観察したり、情報収集をするなどして、児童虐待の早期発見に努める必要があります。

児童虐待が疑われる場合には、早期に関係機関などへ相談・通告することが求められます。また福祉的介入が必要と判断される場合には、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して適切な対応を行うことが必要です。

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号））においては、児童福祉施設等の児童の福祉に係る団体並びに職務上関係のある者は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」（第5条の1）とされ、児童虐待の防止、早期発見、虐待を受けた児童の保護と自立支援等に係る努力義務が定められています。また第6条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務が定められています。

3 - 2 , 保育を支える活動

指導員同士の連絡・連携 日々の打ち合わせと職員会議

学童保育では、複数の指導員が仕事をしています。指導員同士が打ち合わせや話し合いを行って意志や認識の共有をはかっておかなければ、ちぐはぐな保育・対応となってしまいます。

また、指導員同士が子どものことを話し合うことは、複数の目で子どもを見ることとなります。そのことで、子どものとらえ方を深め、より適切な保育をすることにもつながります。その意味でも、話し合いは、指導員の大切な仕事のひとつです。

話し合いの方法や形態は、「a) 日々の打ち合わせ、b) 職員会議」などの定期的な会議などがあります。

a) 日々の打ち合わせ

打ち合わせの内容としては、次のことがあります。

子どもたちの様子、子どもたち同士の関わり、指導員との関わり、子ども同士のトラブルの有無やそれへの対応の様子、事故やケガ、病気等の有無と対応

子どもとの関わり・はたらきかけ、生活の組み立て（天候も考えて）

欠席、早退の確認等の情報の確認と共有、おやつや仕事分担、事務連絡等

b) 職員会議

日々の打ち合わせとは別に、定期的に「職員会議」を行います。

職員会議の内容としては、次のことがあります。

保育計画づくり、そのまとめ
行事や保護者会などの準備
個別の子どもや保護者への対応に関する検討 ~~などがあります。~~

職員会議には、常勤・正規以外の非常勤・パートの方にも、仕事として参加してもらうことが望ましいでしょう。

保育の振り返り、実践記録の作成と実践検討

a) 保育の振り返り

子どもへのはたらきかけ・関わり方がどうであったかを振り返ることは、指導員の大事な仕事です。

その日の子どもの様子、子どもが取った行動、それに対し指導員はどのような対応をしたか、こうしたことを振り返って考えることが、子ども理解を深めることとなります。そして次の保育へとつながります。

振り返りには、「記録」が役立ちます。保育日誌や自分のメモに、日々の子どもの様子や自分の対応を記録しておくことが望まれます。また、お便りや連絡帳等も記録の媒体として有効です。

b) 実践記録の作成と実践検討

~~一定期間の子どもへの関わり・働きかけを振り返った「実践記録」を書くことも必要~~です。

「実践記録」には、子どもの事実と自分（指導員）がどう思ったのか、どう働きかけたのか、その結果はどうだったのかが書かれていなければなりません。具体的事実を振り返り書くという作業の中で、日常の個々の場面では見過ごしていたことに気がついたり、新たな発見をすることができます。それが、次への課題を見出すことにつながります。

「実践記録」を他の指導員と読み合い、検討し合うこと（実践検討）も重要なことです。自らの実践を他の人に示して検討してもらうことは、いささかしんどいことではありますが、有意義なものがあります。また他の指導員の実践から学ぶことも多くあります。

保育計画づくりとまとめ

a) 保育計画づくり

学童保育には、決まったカリキュラムはありませんが、行き当たりばったりの保育でよいわけでもありません。それぞれの学童保育状況に合わせて、子どもが生きいきと生活できるよう、ゆるやかな保育計画を立てています。

年間の保育計画、月ごとの保育計画と併せて、行事や特別なとりくみに際してはその活動計画も必要となります。

それらの計画は、指導員だけの思いを先行させるのではなく、生活の主人公である子どもの思いとその親の願いを大事にしながら、つくっていくことが大事ですいきます。~~それらの計画は、集団としてどう進めていくか、一人ひとりにとってどうかを考えながら立てます。また、一人ひとりの子どもの性格や様子を考慮した生活を立てます。~~

同時に、計画にしばられることなく、柔軟に対応していくことも必要です。

b) 保育のまとめ

行事やとりくみが終わった後もにまとめを行い、振り返ることが必要です。それが次の計画を立てるもとになります。

年間の保育計画については年度の終わりに、月間の保育計画については毎月の職員会議でまとめを行います。

学校との連絡や連携

学校の放課後に学童保育に帰ってくる訳ですから、当該児童の学校との間では、~~機関（公立であれば役所担当課、保護者会運営であれば保護者会）として、あらかじめきちんと連絡・連携をとっておくことは基本的なことです。学校の終業時刻、学校の年間・月間の計画や行事等を知らずに、学童保育における生活は計画できません。~~

災害時やインフルエンザなどの感染病などの際には特に、学童保育としての発症時にどう対応するかについて事前に、学校と学童保育とで取り決めをしておかなくてはなりませんく必要があります。

~~また日常的には、~~子どもは、学校からいろいろな思いをかかえて学童保育に帰ってきます。子どものことをわかるためにも、日常的に学校・クラスでの子どもの様子を知ること、が必要です。逆に学童保育での子どもの様子を学校に知らせることは必要でも重要です。~~必要に応じて学校の先生に子どもの様子を聞きに行ったり、相談に行ったりもしています。~~

地域との円滑な関係をつくる、行政と日常的に連絡をとる

学童保育は地域の中にあり、隣近所との関わりは日常的にあります。学童保育は地域の一環なので、地域の人たちと円滑な関係をつくるのが重要です。そのことは、子どもたちが地域の人たちに守られることにもつながります。

学童保育の行事（学童まつり等）を学校や地域の人たちに見に来てもらったり、学校の行事や地域の行事に学童保育として参加するなど、学童保育を理解してもらえような関係をつくっていますいきます。

また、警察や消防署と連携して子どもの安全確保に努めることや、医療機関と連携していくことも必要です。特に障害児については、必要に応じて病院や卒園した保育園、発達相談などを行う施設・機関（療育センターなど）との連絡を密にして保育していくことが欠かせません。

公立の場合は、行政は実施・責任の主体であり、個々の学童保育や指導員はその一機関として位置付けています。民間学童保育の場合は事業の委託・受託の関係です。いずれにしても日常的な連絡・連携は必要です。

その他、事務・実務

a) 諸経費の管理

民間・共同学童保育の場合は、父母会から、おやつ代やいろいろな活動のための費用を預かり管理をしています。公立形態の学童保育の場合も、おやつや伝票買いなどの仕事があります。管理をしっかりし、明確にしておくことが必要です。

b) 環境整備

子どもたちが利用する場所は、日常的に十分な点検をおこない、掃除し、安全・衛生を確保し、危険を取り除きます。

c) 個人情報の管理

児童票などの個人情報は適切に管理を行います。管理の方法は保護者から信頼を得られるものであることが必要です。

以上が、日常的な生活づくり（保育）に関する事柄です。日常の保育をよりよいものとするために、以下のような事柄＝仕事も行います。

研修への参加と実践の伝え合い

a) 学習・研修の必要性

指導員は、自分の子どもへの見方・とらえ方、関わり方、毎日の生活が子どもにとって安心できるものになっているか等を日々検証し、さらに深めていかなければなりません。そのために指導員は、

子どもと親たちの置かれている状況についての理解
 子どもの発達や心理等についての専門的な学習知識
 遊びや活動、おやつ等、毎日の生活を豊かにするための学習とりくみ
 実践の振り返りと検証の積み重ね
 等について学習し、力量を高めていくことが求められます。

b) 研修への参加

指導員を養成する学校や機関はまだありませんから、指導員は、仕事をしながら研修会などに参加することで、理論や知識・技術を身につけていくことになります。

埼玉県連協や県指連協では、「学童保育指導員の研修カリキュラム」を作成し、研修内容の整理と体系化を図っています。そして、その「カリキュラム」にもとづいて研修会が実施されています。

埼玉県連協・埼玉県指連協主催のものとして、研究集会、基礎講座、指導員学校（県も共催）、実践交流会、新人研修会等が実施されています。

その他、指導員連協沿線ブロック、地域指導員会、全国学童保育連絡協議会主催、市町村行政主催等の形の研修会があります。

指導員は、それらに参加して学ぶことが必要です。

c) 実践の学び合い

講義や実技の講習などによる研修と併せて、指導員同士の実践を学び合うことも効果的です。実践の検討を通して、自分で気づけなかったことに気づいたり、子どものとらえ方や関わり方を深めることができます。

そのためには、指導員会等の指導員集団の中で、実践報告と実践検討の場を設けることが必要となります。

実践の討議においては、経験の長い短いに関わりなく、失敗をも含めた実践を報告し、検討し合うことが大事です。

そのためには、実践を真摯に学び合うことができる指導員集団をつくっていくことも課題となります。

4. 指導員の仕事をより高めるために

指導員の倫理について

学童保育においては、子どもの内面に立ち入って関わる必要がある場面や、子どもの言動に直接対応する関わりを求められる場面が少なくありません。また、保護者が働きながら子育てを続けていくことを支えるために、保護者からの相談に対応することも必要とされます。

そのような指導員の仕事には、必然的に求められるモラルがあります。~~それは、~~
子どもや親の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけるような行為は絶対にしてはならない

子どもへの体罰、暴力（言葉・態度も含めて）は絶対にしてはならない

保護者との対応・信頼関係を築くように努める

職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしてはならない

社会人としてのモラルを守る

仕事上で知り得た個人や家庭に関する情報を口外しない

指導員としての資質の向上に努める ~~一~~等です。

おわりに ~ 保育の発展・見直しと併せて、「保育指針」も ~~不断に見直していき~~
ましよう 発展・見直しを

子どもとその親を支援していくという指導員の役割は、普遍的なものです。

しかし子どもをとりまく環境～社会、学校、地域、文化等～の変化に伴って、学童保育の生活づくりで何を重点としていくか、生活づくりの展開を具体的にどう行うかは変化して然るべきものです。その意味で、今回提示した「学童保育の保育指針」も、今日の子どもと社会状況、学童保育の中でのものです。

指導員みんなで、この「保育指針」にもとづいて実践し、その実践を検証することを通して、「保育指針」そのものの発展・見直しを図っていきましょう。